# はじめに

### 1 計画策定の趣旨

「個人の尊厳」や「人格の完成」さらには「公共の精神」「自立心や道徳心」「豊かな人間性と創造性」「伝統の継承」といった教育の理念を規定する教育基本法に基づき、本県では、平成21年(2009年)7月、「滋賀県教育振興基本計画」(計画期間:平成21年度(2009年度)から25年度(2013年度))(以下「第1期計画」という。)を策定し、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり~みんなで支えあい自らを高める教育の推進~」を基本目標として、市町をはじめ関係機関等と連携しながら教育施策の総合的な推進を図ってきました。

しかしこの間、人口減少社会、少子高齢社会の進行さらにはグローバル化や高度情報化の進展など社会や経済の変化は著しく、教育やそれをとりまく状況に様々な影響を及ぼすとともに、新たな課題が顕在化しています。

また、平成 23 年(2011年) 3月 11 日に発生した東日本大震災をはじめ、いじめ や体罰の問題、通学路における安全などが社会問題となり、何よりも子どもの視点に立ち、安全で安心して学校生活を送ることができる環境づくりが強く求められています。

一方、子どもの確かな学力、豊かな心、健やかな体を培い、明日の滋賀を担う 自立したたくましい人を育てることは、変わることのない教育の大きな使命です。 豊かな自然や文化に恵まれた本県の特色を生かした滋賀らしい教育の推進により、 子どもの生きる力の一層の育成を図っていく必要があります。

そのためには、教育の実効ある実施の裏付けとなる財政上の措置や体制づくり が適切に確保されなければなりません。

こうした点を踏まえるとともに、平成 25 年(2013年) 6 月 14 日に閣議決定された国の教育振興基本計画を参酌しつつ、現下の教育課題に対応し滋賀の教育の一層の推進を図っていくため、「第 2 期滋賀県教育振興基本計画」を策定し、実行していくこととします。

### 2 計画の基本的事項

### (1) 性格

本計画は、次のような性格を有しています。

- ① 教育基本法第 17 条第 2 項に規定される地方公共団体の定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」
- ② 本県における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築する中期 的な計画
- ③ 滋賀県基本構想の推進に関する規程第2条第1項に基づいて策定した「滋賀県基本構想」を上位計画とし、本県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画

### (2) 計画期間

平成26年度(2014年度)から30年度(2018年度)までの5年間とします。

#### (3) 計画における「教育」の範囲

本計画において取り扱う「教育」は、教育を受ける場所にかかわらず、家庭教育、学校教育および社会教育を含み<sup>\*1</sup>、その時期にかかわることなく、各個人の主体的な学びである生涯学習を含むこととします。

また、知事部局、教育委員会、警察本部が所管する分野・施策を含み、本県における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築することとします。

<sup>※1</sup>国立・私立の学校および県立大学で行われる教育内容等(各校の独立を尊重すべき部分)については、本計画では取り扱わないこととします。国立大学(附属校を含む)は平成16年(2004年)4月に、滋賀県立大学は平成18年(2006年)4月に法人化され、それぞれ国立大学法人、公立大学法人(地方独立行政法人)となりました。法律に基づいて作成される中期計画により運営されています。

# 第1章 滋賀の教育をめぐる現状と課題

教育基本法においては、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」と規定されています。

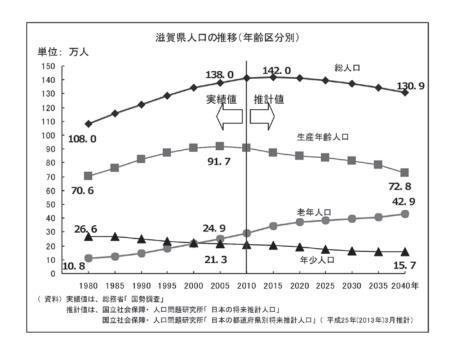
また、教育の目的として「人格の完成」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」に向け、「知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間」「国家・社会の形成に主体的に参画する国民」「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人」の育成を目指すことを明確にしています。

教育施策の方向性を示すにあたり、その拠り所となる教育の理念を踏まえつつ、 教育をめぐる状況や第1期計画の成果と課題を総括し、この理念の達成に必要な 教育のあり方を検討して、本計画を策定することとします。

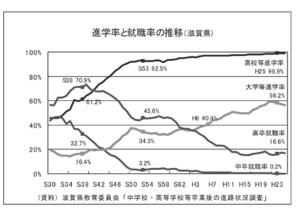
## 1 社会情勢の変化

### (1) 人口減少社会、少子高齢社会の進行

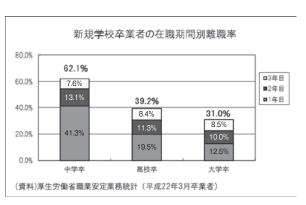
- 日本の人口は、平成 17 年(2005年)から減少に転じており、人口減少社会が到来するとともに、少子化・高齢化が進行しています。
- 本県においても、平成 27 年(2015年)前後に人口がピークに達した後、減少に 転じることが見込まれています。年少人口の割合についても、全国的に見ると 高いものの減少傾向にあり、今後一層の少子化・高齢化が進行することが見込 まれます。



- 平成 24 年(2012年)は高齢者1人を現役世代 2.4 人で支える「騎馬戦」型の社会と言われていますが、今後平成 42 年(2030年)頃には、1人を 1.7 人で支えることとなり、「肩車」型社会に近づくと見られます。人口減少社会、少子高齢社会の進行により、今後、経済規模の縮小や社会活力の低下等が進んでいくことが懸念されます。こうしたことから、男女共同参画社会の実現や生涯現役が求められる時代が訪れることが想定されます。
- また、少子化・核家族化の進行や、家族自体が地域から孤立することで地域 とのつながりが薄れ、子どもが家族以外の大人や異年齢の子どもと関わる機会 が減少しています。
- 本県におけるここ5年間の高等学校 等への進学率、大学等への進学率は、 ともにほぼ横ばいの状況 (平成 25 年 (2013年)高等学校等:98.9%、大学等: 56.2%)であり、多くの人が高等学校 や大学等に進学する時代になりました。



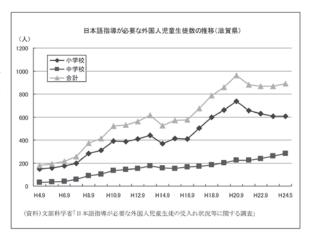
- 日本の子どもは他国に比べ、将来就きたい仕事や自分の将来のために学習しようとする意識が低かったり、目的意識がはっきりしないまま高等学校・大学等に進学したりする生徒が多くいることが明らかになっており、子どもが学校での生活や学び、進路選択に、はっきりとした目的意識を持って取り組めていないという様子が浮かび上がっています。
- また、厳しい経済状況の中、雇用形態も終身雇用を前提としたものから、非正規雇用など多様化が進んでいます。若年層の完全失業率や非正規雇用率の高さ、無業者や早期離職者の存在等に見られるように「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていないという現実があります。



#### (2) 国際化や情報化の進展に伴うグローバル社会の到来

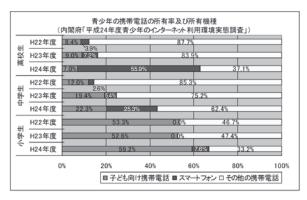
○ 世界全体において、グローバル化が加速する社会・経済にあっては、豊かな 語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性等を身に付けた、国際的に 活躍できるグローバル人材の育成が重要となっています。また、イノベーショ ンを実現する人材の育成を図り、成長分野の産業活性化、新産業の創出などの 実現が求められています。

- 環境や食料、エネルギーなど、地球規模の課題が顕在化する中、日本はその技術力や人道支援などで国際 貢献を行い、存在感を示しています。
- 一方、グローバル化により国内に おける日本語指導が必要な外国人児 童生徒等は増加傾向にあり、本県に おいても同様の傾向があります。ま



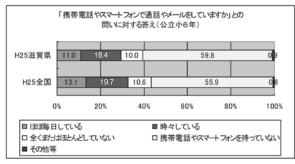
た、経済的な問題や保護者が日本語を理解していないことによる情報の不足など様々な理由で学齢期でありながら就学していない子どもは、「日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍および指導状況等調査」によると、平成24年(2012年)5月1日現在において17人が確認されています。

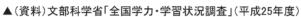
○ 情報化という視点においては、携帯電話(スマートフォンを含む)の子どもへの普及が急速に進み、インターネット利用の常態化および利用の低年齢化が進んでいます。平成25年(2013年)3月に発表された内閣府調査によると、青少年が所有する携帯電話のうちスマートフォンの割合が前

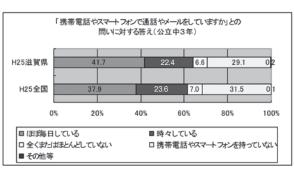


年に比べ急速に増えていることがわかっています。各学校においては、購入の際にフィルタリングを設定することや、家庭でのルールづくりについて啓発しているものの、インターネット上の危険に対して知識の少ないまま利用している子どもも少なくありません。

○ このような状況の中、インターネットの匿名性を悪用した人権侵害やコミュニティサイトにおけるトラブルが新たな社会問題となっており、子どもが犯罪やトラブルに巻き込まれるケースやネット依存の問題も発生しています。また、インターネット上に存在する多くの情報の中から正しい情報を選び取る力もこれからの子どもには大切です。







# 2 子どもをめぐる状況の変化

### (1) 東日本大震災からの教訓と学校安全の状況

- 平成 23 年(2011年) 3月 11 日に発生した東日本大震災により、東北地方を中心に地震・津波、さらには原子力発電所の事故を伴う甚大な被害が引き起こされ、多くの子どもや学校も被害を受けることとなりました。その中で、安全な学校施設等の環境整備の重要性が再認識されるとともに、災害が起きた際に子ども自身が自らの命を守ることができる力を身に付けておくことの大切さや、学校と地域のつながりの重要性が認識されました。
- 本県の公立小・中学校の耐震化率は、平成24年度(2012年度)末で96.7%であり、全国平均の88.9%を上回っていますが、依然として耐震化工事が必要とされる建物が残されている状況です。また、県立学校における耐震化率は、平成24年度(2012年度)末で77.2%という状況にあり、早期の耐震化に向けて計画的に取り組む必要があります。さらに、構造体のみならず、非構造部材の耐震対策についても早期の対応が求められています。
- 通学路等で児童生徒に危害が加えられる事件が各地で発生し、大きな社会問題となっています。子どもが巻き込まれる事件・事故の発生を防ぐため、子どもの安全を確保する取組の推進や仕組みづくり等が求められます。

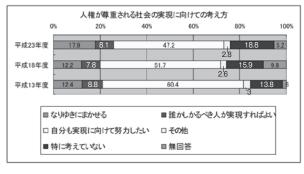
### (2) 生徒指導上の諸問題

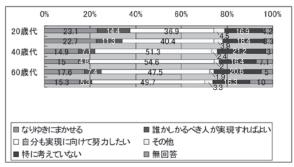
- 平成 23 年(2011年)の本県におけるいじめ事案を発端として、いじめに対する 教職員の認識の甘さ、校内における情報共有のあり方、学校と市町教育委員会、 県教育委員会との情報共有のあり方等についての問題が指摘されました。
- 平成 25 年(2013年) 9月にいじめ防止対策推進法が施行され、いじめの防止等の対策に関し、基本理念を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することが求められています。
- 学校では、いじめ問題のみにとどまらず、暴力行為、不登校、問題行動、中途退学、被虐待児童への対応等、生徒指導上の課題が山積しています。近年は、その原因が複雑化・多様化しており、これまでの対応や学校だけでの対応では解決が困難な事例が増加しています。
- 本県においては、いじめ認知件数が増加傾向にあるほか、不登校児童生徒数が全国と比較して多く、特に小学校における不登校児童在籍率が高い状況にあります。
- いじめ対策をはじめ、児童生徒の生徒指導上の諸問題への対応にあっては、教職員の子どもと向き合う時間を確保すること、担任だけで抱え込まず学校全体で組織的な対応をすること、また、子どものSOSを読み取る教職員の感性や力量を高め、学校において積み上げてきた教育力を基盤に対策に取り組んでいくことが重要です。

- さらに、子どもの抱える課題の多様性等を考慮すると、学校の教育力を補い、 学校が本来有する力を十分発揮するための取組として、関係機関と連携を図る ことも必要です。
- こうした問題は虐待やDVが背景となっている場合があり、子育ての基盤である家庭や地域と一体となり関係機関が連携しながら、子どもを守る環境づくりを進めていくことが重要です。

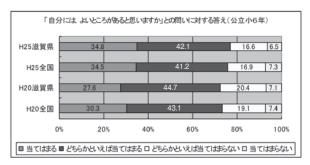
### (3) 人権教育・道徳教育

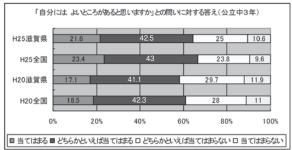
- 平成 23 年度(2011年度)実施の「人権に関する県民意識調査」によると、「滋賀県は人権が尊重される社会になっている」と思う県民の割合は徐々に増えています。しかし一方で、人権が尊重される社会の実現に向けては、「なりゆきにまかせる」「誰かしかるべき人が実現すればよい」という消極的意見が若い世代に多いという結果が見られます。
- 現実には、全国で差別や偏見、暴力など人権に関わる問題が後を絶たず、子 どもがいじめや虐待などの人権侵害を受ける事態も起きています。また、イン ターネット上での人権侵害も深刻さを増しています。
- 平成 25 年度(2013年度)「全国学力・学習状況調査」によると、「自分には、よいところがあると思いますか」との問いに対し、「当てはまる」または「どちらかと言えば当てはまる」と回答した児童生徒の割合が、中学校3年生で全国平均と比べてやや低いという調査結果が出ています。
- 自分のことが大切に思えない、相手の痛みがわからない、人間関係がうまくつくれないといった課題は、学校でのいじめや他者の人権を大切にしないことにつながっていくことも懸念されます。
- このような状況を受け、子どもに、自分とともに他の人の大切さを認めることや、感性豊かな心、規範意識等を身に付けさせることが求められています。





▲( 資料 ) 滋賀県「人権に関する県民意識調査」(平成 23 年度)



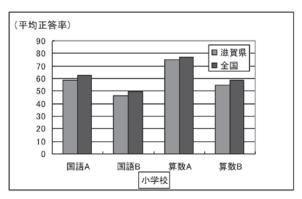


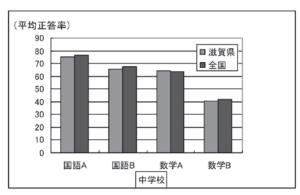
▲( 資料 ) 文部科学省「全国学力·学習状況調査」(平成 25 年度)

### 3 教育の現状を踏まえた課題

### (1) 子どもの学力・学習状況

- 本県の子どもの学力状況は、平成25年度(2013年度)「全国学力・学習状況調査」によれば、基礎的・基本的な知識・技能の定着や、身に付けた知識・技能を活用すること、根拠を明確にして自分の考えを書くこと、自分で勉強するなどの学習意欲に課題がある等の傾向が見られます。特に小学校では全国の平均正答率との差が広がっており、国語の記述式の設問等での正答率が低くなっています。
- グローバル化や情報化等が一層進展し、複雑化、多様化が進む社会においては、 社会の変化に対応できるよう自らがその個性と能力を伸ばし、生涯を通じて自 身に必要な知識・能力を身に付けることが求められます。また、考え方の異な る人とも対話することで、新たな考えを生み出す力や新たな課題を主体的に解 決していく力も求められます。
- このため、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けるとともに、思考力・ 判断力・表現力の育成、学習に対する意欲の向上、学習習慣の定着および社会 変化を理解し柔軟に対応できる力等の育成が必要です。





▲(資料)文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成25年度)

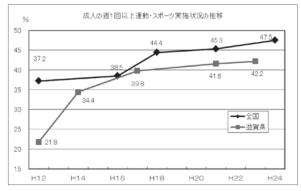
A…主として知識 B…主として活用

### (2) 体力・運動能力の状況

- 平成 25 年度(2013年度)「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果では、小学校で体力合計点において男女とも全国と比べると低い状況にあるものの、過去 5 年間では最高値を示し、その差は縮まっています。一方、中学校では、体力合計点において男女ともに全国と比べると高い状況にあり、過去 5 年間では男子は横ばい、女子はやや低下傾向が見られます。また、投力においては、全国と同様に小・中学校男女とも年々低下しています。
- 昭和56年(1981年)頃と比べ、近年の子どもの方が、背が高く、体格はよくなっていますが、体力や運動能力は全体的に劣っています。この背景には、生活の利便性が高まり、体を動かす機会が減少したこと、遊び場所や遊び仲間が減り、

子どもの遊びの質が変化したことなど があるものと考えられます。

○ 本県の成人の定期的な運動・スポーツの実施率は全国平均を下回っており、また「第44回滋賀県政世論調査」(平成23年度(2011年度))によると、20歳代の女性、50歳代の男性の実施率が低いということがわかっています。



▲(資料)国:内閣府(平成24年度文部科学省) 「体力・スポーツに関する世論調査」に基づく文部科学省推計 県:「第44回滋賀県政世論調査」(平成23年度)等に基づき 本県教育委員会算出

### (3) 魅力と活力ある学校づくり

- 小・中学校においては、児童生徒に応じたきめ細かな指導を組織的に行うと ともに、学校や地域の実態を踏まえ、地域の人材や自然、歴史・文化を生かし た特色ある教育活動を進める必要があります。
- 県立高等学校においては、魅力と活力ある学校づくりに向け策定した「滋賀 県立高等学校再編計画」の着実な取組を進める必要があります。
- 特別支援学校においては、児童生徒の増加への対応とともに、障害のある子 ども一人ひとりの自立と社会参加を目指す学校づくりが求められています。

### (4) 特別支援教育

○ 県内には、16 校の特別支援学校が設置されており、視覚障害、聴覚障害、病弱、知的障害、肢体不自由児に対する教育を行っています。特別支援学校に通う児童生徒の数は増加しており、そのうち知的障害のある児童生徒数は、平成 15 年度(2003年度)から平成 25 年度(2013年度)までで約 2.1 倍に増加しています。

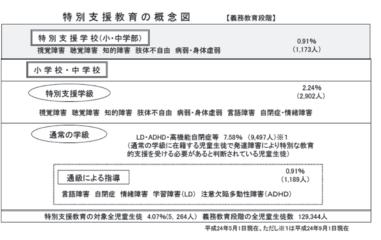
- また、本県が行った平成24 年度(2012年度)「特別支援教 育に係る実態調査」では、小・ 中学校の通常の学級に在籍す る児童生徒で発達障害により 特別な教育的支援を受ける必 要があると判断されている児 童生徒数の割合は、7.58%と なっています。
- 2,500 ■病弱 口肢体不自由 2.000 口知的障害 ■ 聴覚障害 1,500 ■ 視覚障害 298 1,000 82 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 (資料)文部科学省「学校基本調査」 ○ 平成 23 年(2011年) 8 月に

l(X)

- 障害者基本法が改正され、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でな い児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法 の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないしことなどが新た に規定されました。こうした中で、障害のある子どもが障害のない子どもとと もに学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」の構築に向けた特別支 援教育の推進が求められています。
- 自立と社会参加に向けて本県における望ましい特別支援教育のあり方を考え、 発達障害のある子どもを含め一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じ た多様で柔軟な学びや、きめ細かな指導の充実が必要となっています。あわせて、

特別支援学校に在籍する 児童生徒の増加等に対す る教育環境の整備が重要 な課題となっています。

○ また近年、特別支援学 校高等部卒業者のうち、一 般企業への就職者の割合 は2割程度の状況にある ことから、障害のある生 徒の職業的自立や社会参



特別支援学校の幼児児童生徒数の推移(滋賀県)

加を目指し、個々のニーズに応じた進路実現のための就労機会を拡大すること などが重要となっています。

<sup>\*\*2</sup> 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する 脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの(発達障害者支援法より)

<sup>\*\*3</sup> 障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組みをいう(「障害者の権利に関する条約」第 24 条)。

### (5) 家庭・地域との連携

- 少子化や核家族化、都市化、情報化等の社会経済の変化や、人間関係の希薄化、 地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、地域社会や家庭における 教育力が低下していることが指摘されています。
- 生活習慣の乱れや家庭の孤立、経済的な困窮、また、虐待を防ぐため、適切 な福祉的、経済的支援が求められます。
- 文部科学省において実施されている平成 25 年度(2013年度)「全国学力・学習 状況調査」の結果によると、本県では、「今住んでいる地域の行事に参加してい ますか」という質問について肯定的に答えた小・中学生の割合が全国平均と比 較して高く、児童生徒と地域社会との比較的良好なつながりがあることがうか がえます。
- また、学校支援地域本部や滋賀県家庭教育協力企業協定制度(しがふぁみ)の協定締結企業・事業所数が増加しているほか、コミュニティスクールによる取組も進められており、学校と家庭、地域の連携が進められています。
- こうした本県の特色を生かし、子どもが様々な人々と関わり、他者と共同し、 未来を切り拓いていける力を一層育てていくため、社会全体で子どもを育てる 気運を高めるとともに、教育や子どもの育ちに対する経験や知識を次の世代へ 伝えていくことが求められます。

### (6) 教職員の教育力

- 複雑、多様化する社会の変化に合わせ、子どもが自らの個性と能力を伸ばし、 その可能性を最大限発揮できるよう、教員には一方的に教え込むのではなく、子 どもの力を引き出し、学習意欲や主体的な学びを導く力が求められています。
- 子どもに基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、課題を解決していくため に必要な思考力・判断力・表現力を育成するといった教育の専門家としての確 かな力量が必要であると同時に、教育者としてふさわしい人間性やコンプライ アンス意識もまた、強く求められます。
- 特に、体罰については決して許されるものでなく、教育に対する県民の信頼 を著しく損なう背信行為であるとの認識の下に、体罰の未然防止や望ましい指 導方法等について徹底することが求められています。
- さらに、開かれた学校、信頼される学校づくりのため、家庭や地域、関係機関との連携が一層求められている中、コーディネート力や保護者に説明する力など、より多様な能力や資質の向上が必要です。
- 本県の教員の年齢構成は、平成25年(2013年)5月1日現在、40代以上の教員が全体の64.5%を占め、偏りが生じています。今後大量退職の時期を迎えることで、教育力の低下が危惧されます。

○ 学校の課題が複雑化・多様化する中で、その解決に日々取り組む教員は多忙感を感じることが多くなっています。教育活動の充実を図るために、教員の負担を軽減し、心身ともに健康な状態で児童生徒と向き合う時間を確保することが求められます。

## 4 滋賀らしい教育の一層の推進

### (1) 自然や伝統・文化などの地域資源を生かした教育の推進

- 本県の豊かな自然を生かした学習船「うみのこ」によるびわ湖フローティン グスクール事業や森林環境学習「やまのこ」事業、農業体験学習「たんぼのこ」 事業等、自然体験活動と実践的な環境教育が展開されています。
- また、各教科等において、小・中学校では、環境教育副読本「あおいびわ湖」を、 高等学校では、「琵琶湖と自然」を活用し学習を進めるとともに、小・中・高等 学校が連携して取り組んだ「しが環境教育リーディング事業」の成果を生かし た環境教育の推進が求められます。さらに、将来の社会づくりの主役となる児 童生徒が主体的に環境学習や環境保全活動に取り組む力を身に付けることを目 指し、エコ・スクールの取組の一層の推進も求められます。
- 優れた文化財、地域の行事、滋賀の先人の教えなど、本県ならではの多彩な文化を子どもの教育に活用してきました。特に、本県は国宝・重要文化財の指定件数が全国第4位(平成25年(2013年)11月1日現在)と、質が高く豊富な文化財が県内に広く分布しており、地域の人々の暮らしや風土、信仰と深く結び付き、大切に守られて引き継がれています。
- 今後も、こうした取組を推進し、自然や地域と共生する力<sup>\*\*4</sup>、地域に愛着や誇りを持ち、地域に貢献できる人の育成が求められます。
- また、近年は学生が増え、人口 10 万人あたりの学生数 (大学・大学院) が全国 3位 (平成 24 年(2012年)) となっており、高等教育機関との連携による取組も求められます。

#### (2) 生涯学習

○ 平成 21 年度(2009年度)「生涯学習県民意識調査」では、生涯学習を行っている県民の割合は 64.0%であり、全国平均よりも 17 ポイント高いという結果が出ています。

○ 図書の貸出冊数についても、県内にある県立・市町立の図書館 48 館 (平成 25 年(2013年)現在)の相互連携により、県民1人当たりの年間貸出冊数は、平成 14年(2002年)から全国上位を維持しています。

<sup>※4</sup>本計画では、自然を愛し、命を大切にするとともに、自分たちが育ってきた地域に愛着を持って、社会の一 員として地域に貢献しようとする心を指しています。

○ このように、生涯学習への関心が高く、取組が盛んな本県の特色を生かせる よう、生涯学習社会づくりへの一層の取組が求められます。

### (3) キャリア教育の推進

- 中学校2年生が5日間の職場体験を行う「中学生チャレンジウィーク」での職場体験活動や高等学校におけるインターンシップ等の実施によって、自分の生き方を考え、今後の進路選択や将来の職業人としての生き方を見つめる貴重な体験ができる機会を設けています。
- 今後も、こうした取組により、家庭や地域、企業との連携を図ったキャリア 教育を充実させ、主体的に進路選択ができる能力を育てる教育活動の一層の推 進を図ることが求められます。

### (4) 全国規模の大会開催をとらえたスポーツ・文化芸術活動の振興

- 本県では、平成27年(2015年)に全国高等学校総合体育大会、平成36年(2024年) に第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会、さらに、平成27年 (2015年)には第39回全国高等学校総合文化祭の開催が予定されています。
- こうした全国規模の大会を見据え、スポーツの裾野の拡大や競技力向上、文 化や芸術活動の振興などを一層推進していくことが必要です。